

独立行政法人労働者健康安全機構 第4期中期目標案 概要

【構成】

第4期中期目標の構成は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条及び独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日付け総務大臣決定）（以下「目標策定指針」という。）Ⅱ1～4に基づき、以下のとおり設定。

第1	政策体系における法人の位置付け及び役割
第2	中期目標の期間（2019年4月から2024年3月までの5年間）
第3	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	Ⅰ 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項
	1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等
	2 労働災害の原因調査の実施
	3 化学物質等の有害性調査の実施
	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進
	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供
	6 治療と仕事の両立支援の推進
	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等
	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項
	1 未払賃金の立替払業務の着実な実施
	2 納骨堂の運営業務
第4	業務運営の効率化に関する事項
第5	財務内容の改善に関する事項
第6	その他業務運営に関する重要事項

独立行政法人 労働者健康安全機構 政策体系図

働く人の健康と安全の確保の現状と課題

- 労働災害による年間65万人の被災者や1,000人近い死亡災害の発生
- 職場で強いストレスを感じる労働者が約6割
- 治療と職業生活の両立支援件数が増加見込み
- 胆管がんや膀胱がんなどの化学物質による重篤な健康障害が発生

課題への対応

- 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見の収集・分析
- 現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発

- 労働災害防止対策の推進
- 健康障害予防対策・健康管理の推進
- 負傷し又は疾病を持つ労働者への治療と就労の両立支援の実施

厚生労働省の政策

社会復帰促進事業

- ①被災労働者の社会復帰の促進
- ②被災労働者とその遺族の援護
- ③労働者の安全と衛生の確保等

第13次労働災害防止計画

- ①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ③就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤化学物質等による健康障害防止対策の推進

労働者健康安全機構のミッション

- 臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究といった機能を有する施設の協働による予防・治療及び職場復帰支援の総合的な実施
- 労働安全衛生関係法令の改正等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究の実施

第4期中期目標期間における労働者健康安全機構の主要な事務・事業

研究事業

- 労働安全衛生施策の企画立案に貢献する研究の重点化
- 労働分野の協働的な研究の推進
- 厚生労働省の政策担当部門との連携及びPDCAの取組の推進
- 国際貢献、海外への発信

産業保健活動総合支援事業

- 事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修の充実
- 中小企業・小規模事業場の産業保健活動に対する支援の充実
- 産業保健活動総合支援事業の利用促進

治療と就労の両立支援事業

- 治療就労両立支援モデル事業の推進
- 人材育成の推進
(両立支援コーディネーターの養成)
- 産業保健総合支援センターと地域資源との連携

労災病院・専門センター事業

- 勤労者医療の推進
- 地域医療への貢献
- 重度被災労働者に対する職業・社会復帰の支援

未払賃金立替払事業

- 事業場の倒産等により未払となった賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

納骨堂の運営

- 産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂(高尾みころも霊堂)の環境整備
- 産業殉職者合祀慰霊式の実施 など

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項

1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

○労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、**労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化**して行う。

ア プロジェクト研究：労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集するため、以下の視点を踏まえてテーマ設定し、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点
- ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点
- ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点
- ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点
- ⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点

イ 協働研究：労働安全衛生総合研究所が有する労働災害防止に係る基礎・応用研究機能、労災病院が有する臨床研究機能、日本バイオアッセイ研究センターが有する化学物質の有害性の調査研究機能、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等、**機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。**

(過労死等の防止等に関する研究、せき損等の予防及び生活支援策に関する研究、産業中毒の予防及びばく露評価に関する研究等)

ウ 基盤的研究：国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。

エ 行政要請研究：厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。

(過労死等防止調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、**社会科学系の他の研究機関との連携を図り**、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行う。)

【重要度 高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進

○多くの労働災害が発生している疾病、又は勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等について、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、**協働研究と連携を図り**つつ、研究を行う。

ア 労災疾病等の原因と診断・治療

イ 労働者の健康支援

ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

(3) 研究の実施体制等の強化

- 理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化する。
- 大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努める。
- 国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する。
- 過労死に関する研究等、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮し、研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野について、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進する。
- 化学物質の危険・有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究・試験、化学物質の危機・有害性や予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備する。
- 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、予防医療、病職歴、両立支援データベースの整備・活用等に取り組む。

(4) 国際貢献、海外への発信

- 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。
- 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。
- アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組む。

(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

- 研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。

【目標】

- 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得る（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。
- 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。

【重要度 高】

業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、労働安全衛生行政の重要課題に対応した研究を的確に実施し、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要である。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要である。

(6) 成果の積極的な普及・活用

ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準等への科学技術的貢献調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関係通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定・改正等に積極的に貢献する。

【目標】

中期目標期間中における労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とする。

【目標設定の考え方】

法改正など大規模な法令改正等の有無により、年度によってばらつきがあり、前中期目標期間中の目標水準であった年10件の5倍の50件以上としている。

イ 労働者の健康・安全に関する調査及び研究の成果やモデル医療法等の成果について、ホームページに掲載する。

【目標】

中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を1,200万回以上とする。

【目標設定等の考え方】

平成29年度実績の240万回を踏まえ、その5倍の1,200万回以上としている。

ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努める。

【重要度 高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内基準、国際基準の制改定に積極的に貢献するとともに、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結び付くため。

2 労働災害の原因調査の実施

- 労働災害の原因の調査結果については、行政の立案する再発防止対策への活用を図る必要があるため、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等を速やかに行政に報告する。
- 行政が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理・分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行う。
- 調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努める。

【目標】

災害調査報告、鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得る（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。

3 化学物質等の有害性調査の実施

- 日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め化学物質の有害性の調査を計画的に実施する。
- 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討する。
- 化学物質の有害性調査の成果の普及については、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

【重要度 高】

日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくため。

4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

（1）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供

- 疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の総合的な取組（勤労者医療）については、地域・職域保健との密接な連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により推進を図る。

（2）地域医療への貢献

- 労災病院における臨床機能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する地域医療計画や医療圏における医療ニーズも勘案のうえ、病床機能区分の変更等診療体制の検討し、効果的な地域医療連携を行う。

【目標】

地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を確保（※）するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行う。【※：平成26年度から平成29年度までの実績 紹介率（平均）71.7%、逆紹介率（平均）60.2%】

【目標設定等の考え方】

地域医療支援病院は、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものとして、都道府県知事から個別に承認されるものであり、労災病院の目標として、当該要件を満たすことが必要。

（3）大規模労働災害等への対応

- 大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにする。

(4) 医療情報のICT化の推進

○医療の質の向上と効率化を図るため、個人情報の取扱い等を勘案し、一層の推進を図る。

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

○国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供する。

【目標】

患者満足度調査において全病院平均で80%以上(※)の満足度を確保する。また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図る。【※：平成29年度実績 84.2%】

(6) 治験の推進

○新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化する。

【目標】

労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中**20,900件以上**(※)確保する。【※：平成26年度から平成29年度までの実績(毎年度平均) 4,187件】

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

○労災病院及び勤労者医療総合センター(治療就労両立支援センターを含む)において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

○機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにする。

(9) 行政機関等への貢献

○労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、迅速・適正な労災請求等に対する認定に係る意見書の作成等については、積極的に協力する。

○労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深める。

○アスベスト関連疾患に対して、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に対応する。

【重要度 高】

労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、アスベスト問題に係る総合対策(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。

5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

(1) 産業医・産業保健関係者への支援

- 産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるようカリキュラム、実施体制の見直しを図る。
- 産業保健総合支援センターの地域窓口に登録されている産業医や保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際にアドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備し、効果的に運用する。
- 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備を図る。

(2) 事業場における産業保健活動の支援

- 産業保健総合支援センターにおいて実施する研修に当たっては、ニーズを踏まえた研修テーマを設定し、計画的に実施する。
- 産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応等に係る専門的相談に的確に対応する。

【目標】

地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する(※)。

【※：年間目標値122,600件】

【目標設定等の考え方】

産業保健総合支援センター及び地域窓口のワンストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成29年度実績(43,240+73,549件=116,789件)の5%増を第4期中期目標期間の目標として設定。

- 小規模事業場に対する支援について、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めないなど、取り組みの重点化、効率化を進める。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。
- 小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実及び活用促進に向け、現場のニーズを踏まえた申請手続きの改善等について検討する。

(3) メンタルヘルス対策の推進

- 産業保健総合支援センターにおける支援体制を整備する。

(4) 産業保健総合支援センター事業の利用促進

- 従来の利用者アンケートに加え、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施する。
- インターネットの利用等により産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果等について情報提供する。

(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

【目標】

研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価（※1）を80%以上確保する。また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにする（※2）。

【※1：平成29年度実績93.9%（研修受講者）、94.7%（相談利用者）】

【※2：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。平成29年度実績 84.3%】

【目標設定等の考え方】

平成29年度実績（研修93.9%及び相談94.7%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定したものである。また、具体的に改善事項がみられる（なんらかの改善につながった）割合についても、平成29年度実績（84.3%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した

【重要度 高】

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすものである。

【難易度 高】

働き方改革を推進するための労働基準法や労働安全衛生法令の改正など国の制度や政策も大きく変化しており、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、事業の充実・強化等の見直しを行うことが求められている。その際、事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められている。

また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。

6 治療と仕事の両立支援の推進

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

- 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、**対象疾病の拡大を図っていくことに留意し**、仕事を有する患者に対しては診断時から退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し患者への支援を行う。
- 両立支援の実践において収集した事例を分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。
- 医療機関向けマニュアル（平成29年作成）について、新たに収集した事例等の分析・評価を行い、更新・充実させ、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。**

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

- 産業保健総合支援センターにおいて以下を適切に実施する。
 - ①企業等に対する正しい知識・理解の普及
 - ②企業や産業保健スタッフ等に対する相談、支援
 - ③労働者と企業との間の個別調整支援
- 産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行う。

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

- 両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネート能力向上を図るための応用研修を実施する。**

【重要度 高】

本事業を実施することで政府が推進する働き方改革実行計画（平成29年3月働き方改革実現会議決定）における会社の意識改革と受入れ体制の整備及び主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進が図られ、労働者の健康確保や継続的な人材の確保及び生産性の向上につながるものである。

【難易度 高】

政府が推進する働き方改革実行計画（平成29年3月働き方改革実現会議決定）において、治療と仕事の両立を推進するため、経営トップ、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことが求められていることに加え、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築することが求められており、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、病気に対する正しい知識が必ずしも社会全体に共有されていないことや中小企業での困難性、企業と医療の情報共有不足等の課題が存在するため。

7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

- 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄損傷患者に係る高度・専門的医療を提供し効率的な運営に努める。
- 治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集・分析の上、職場復帰を見据えた入院時からの医療機関の継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図る。
- 職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器などの新たな医療技術等の開発及び普及を推進する。

【目標】

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※）確保する。【※：平成26年度から平成29年度までの実績 医療リハビリテーションセンター（平均）91.7%、総合せき損センター（平均）82.0%】

II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

【目標】

審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で**20日以内**（※）を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行う。【※：平成26年度から平成29年度までの実績（平均）17.0日】

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績をもとに、**立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第3期中期目標期間の目標値である25日以内から5日の短縮となる20日以内を第4期中期目標期間の目標として設定。**

(2) 情報開示の充実

【目標】

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

【重要度 高】

「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議」（平成27年4月）においては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に当たり「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。

2 納骨堂の運営業務

【目標】

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上（※）得る。【※：平成26年度から平成29年度までの実績（平均）94.5%】

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績をもとに、第4期中期目標期間の目標を設定。

【重要度 高】

納骨堂（高尾みころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。毎年挙行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第13次労働災害防止計画」（平成30年2月28日厚生労働大臣策定）の計画の重点事項の「（6）企業・業界単位での安全衛生の取組の強化」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップによる積極的な取組を推進する上で重要であるため。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の合理化・効率化

- 「働き方改革」の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図る。
- 給与水準について、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等を考慮し、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。

2 機動的かつ効率的な業務運営

- 協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

- 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図る。
(新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度の額、事業費については5%程度の額をそれぞれ削減。)

第5 財務内容の改善に関する事項

1 外部資金の活用等

- 外部資金については、機動的な研究の促進のため、社会的ニーズの高い分野に重点を置き獲得を図る。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

- 運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

3 労災病院の経営改善

- 安定的な病院経営を図るため、医療サービスの質の向上を図り、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。

4 保有資産の見直し

- 資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

- 事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けて、計画的に研修を開催する。

2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

- 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付金）について適切に債権管理を行う。

3 内部統制の充実・強化等

- 内部統制の仕組が有効に機能しているかの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図る。

4 決算検査報告指摘事項への対応

- 決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図る。

5 情報セキュリティ対策の推進

- ハードおよびソフトの両面での不断の見直しを行い、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。

6 既往の閣議決定等の着実な実施

- 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。